# 面会に関する規程

小国町立病院（以下「当施設」という）における『面会』に関する事項について、下記の通り定めるものとする。

第１条（目的）
この規程は、入院患者に対する良質で安全な医療の提供及び安心・安全な療養生活の質の向上を図るため、患者と家族等の面会に関し必要な事項を定めることを目的とする。併せて、面会の機会を設けることは、円滑な退院支援を行う上でも重要であるため、面会の機会を妨げないようにする。

第２条（面会時間）
面会時間は原則として 14 時から 17 時、18 時から 19 時まで、15 分以内とする。
2　急変時など看護師から電話があった場合、面会時間に関わらず面会ができる。
3　前項の規定にかかわらず、病棟の感染対策や患者の病状などにより、面会を制限する場合がある。

第３条（面会者の範囲）
面会者は、病院から発行された面会許可証を持参する者とする。
2　家族以外で、患者及び家族が希望している面会者がいる場合、事前に申請すること。
3　面会は１日につき 3 名までとする。4 名以上来院した場合、1 階で待機し順番に面会を行う。

第４条（面会者の守るべき事項）
面会者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
1　発熱、咳、下痢、嘔吐などの感染症状がある場合は面会を控えること。
2　インフルエンザ陽性、新型コロナウイルス陽性患者が面会者の家族内にいる場合は面会を控えること。
3　患者、面会者共に、事前に手指消毒を行い、マスクを着用すること。
4　面会時は飲食をしないこと。
5　個室の場合、個室のトイレを使用すること。
6　他室への訪問は控えること。

第５条
この規程は、入院案内、院内掲示及びホームページ等で案内を行う。

制定日：2026 年 6 月 1 日
小国町立病院